

社会福祉法人檜葉町社会福祉協議会

指定居宅介護事業所 利用契約書

様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人檜葉町社会福祉協議会（以下「事業者」という。）は、利用者が事業者から提供される居宅介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結します。

（目的）

第1条 本契約は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な障害者総合支援法に基づく居宅介護を適切に提供する事を定めます。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの1年間とします。

2 契約満了の1ヶ月前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（居宅介護計画及び契約支給量）

第3条 事業者は、利用者の受給者証に記載された居宅介護の支給量を踏まえ、利用者の課題と意向を把握し、利用者の居宅介護計画を作成します。この計画は、事業者が利用者に説明して同意を得たうえで作成することとし、利用者はいつでも居宅介護計画についての説明を求め、意見を述べることや変更を求めることができます。

2 事業者は、前項の居宅介護計画に基づき契約支給量を定め、利用者の受給者証に記載します。

3 利用者は、受給者証記載事項に変更があった場合には、速やかに事業者に変更内容を知らせるとともに、事業者の求めに応じて受給者証の内容を確認させるものとします。

（サービス内容）

第4条 事業者は、その指揮命令のもとに、居宅介護従業者（以下、「ホームヘルパー」という。）を利用者の居宅等に訪問させ、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに移動の介護などのうちから前条に定める居宅介護計画にもとづいて適切にサービスを提供します。

（利用者負担額及び実費負担額）

第5条 利用者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める所定の利用者負担額及びサービス利用にかかる実費負担額を事業者に支払います。障害者総合支援法に基づく介護給付費額は、事業者が市町村から代理して受領します。

2 前項の利用者負担額及び実費負担額は、1カ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月27日までに指定金融機関の口座振替により支払います。

(利用の中止、変更、追加)

第6条 利用者は、利用期日前において、居宅介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を契約支給量の範囲内で追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日16時までには事業者に出るものとします。

2 利用者が、利用日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定のキャンセル料を事業者にお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむをえない事由がある場合は、キャンセル料はいただきません。

3 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、当該利用希望日の利用状況等により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するほか、サービス提供可能な事業所の紹介などを行います。

(事業者の基本的義務)

第7条 事業者は、利用者に対し居宅において日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切に行います。

2 事業者は、利用者の意思と人格を尊重し常に利用者の立場にたってサービスを提供します。

(事業者の具体的義務)

第8条 事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

2 事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。

3 事業者及びサービス従事者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

4 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

5 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。事業者の窓口業務時間（毎週月曜日～金曜日8時30分～17時）に自分の記録を見ることができます。

(事故と損害賠償)

第9条 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに利用者の家族や関係機関等に連絡して必要な措置を講じます。

2 事業者は、サービスの提供にあたり、事業者の責任と認められる事由により利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

(契約の終了事由)

第10条 本契約は、以下の各号の事由が生じた場合に終了するものとします。

(1) 利用者が死亡した場合

(2) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

(3) 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

(4) 第11条から第13条に基づき本契約が解約又は解除された場合

(5) 契約期間が満了した場合

(利用者からの中途解約)

第11条 利用者は、契約の有効期間中、契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

(利用者からの契約解除)

第12条 利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める居宅介護サービスを実施しない場合
- (2) 事業者もしくはサービス従事者が第8条に定める義務に違反した場合
- (3) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により、利用者もしくはその家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(事業者からの契約解除)

第13条 事業者は、利用者が以下の各号に該当する場合には本契約を解除することができます。

- (1) 利用者に支払能力があるにもかかわらず第5条に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払いがない場合
- (2) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

(苦情解決)

第14条 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

(協議事項)

第15条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

(裁判管轄)

第16条 利用者と事業者は、本契約に関して止むを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

社会福祉法人檜葉町社会福祉協議会

指定居宅介護事業所 重要事項説明書

(令和5年4月1日現在)

1. 事業所の名称及び住所

- ☐ 名 称 社会福祉法人檜葉町社会福祉協議会 指定居宅介護事業所
住 所 檜葉町大字山田岡字大堤入3 1 - 1
連絡先 電話 0240-25-1077 FAX 0240-25-1078

2. 指定居宅介護事業所 管理者及びサービス提供責任者

- ☐ 管 理 者 吉 田 光 洋
☐ サービス提供責任者 大 泉 利 枝

3. 事業の目的

- ☐ 社会福祉法人檜葉町社会福祉協議会が開設する指定居宅介護事業所（以下「事業所」という）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護・重度訪問介護（以下「居宅介護」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、居宅介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障がい児の保護者（以下「利用者等」という）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な居宅介護の提供を確保することを目的とする。

4. 運営方針

- ☐ 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、入浴・排泄及び食事等の介護、調理・洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を適切かつ有効的に行うものとする。また、事業の実施に当たっては、関係市町村、他の保健、医療、福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5. 営業日及び営業時間

- ☐ 営業日 月曜日から日曜日（ただし、12月29日から1月3日までを除く）
☐ 営業時間 午前7時から午後9時まで

6. 職員の職種、員数及び職務内容

- ☐ 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
☐ サービス提供責任者 1名

サービス提供責任者は、事業所に対する居宅介護の利用の申し込みに係る調整、サービス提供職員に対する技術指導、居宅介護計画の作成等を行う。

- ☐ サービス提供職員 1名以上
サービス提供職員は、居宅介護計画に基づき居宅介護の提供に当たる。

- ☐ 事務職員 1 名（サービス提供責任者が兼ねる）

7. 通常の事業の実施地域

- ☐ 檜葉町全域

8. サービスの内容

提供するサービスの内容は下記のとおりです。

- ☐ 社会福祉協議会のヘルパー（登録ヘルパー含む）がサービスを提供します。

- ☐ サービス提供責任者が事前に同意を得た居宅介護計画書に沿って、身体介護・家事援助・移動介護・日常生活支援のサービスを提供します。

- ☐ 利用者本人が、サービス提供時不在の場合は、サービスを提供することはできませんのでご注意ください。（家族がいても不可）

- ☐ 提供できないサービス

- ・ 直接本人の援助に該当しないサービス
- ・ 日常生活の援助に該当しない行為
- ・ 日常に行われる家事の範囲を越える行為

（例：大掃除、窓ガラスふき、草むしり、利用者以外の洗濯・調理等）

9. 利用者負担額

- ☐ お支払いいただく料金は、原則として障害者総合支援法に基づき決められた報酬基準により算定した額の一割をご負担いただきます。

- ☐ 所得に応じて月額負担上限額や社会福祉法人減免等がありますが、詳しくは受給者証をご確認ください。

※ 早朝（午前7～8時）と夜（午後6～9時）は25%加算となります。

※ 1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人のヘルパーでサービスした場合は、2倍の料金となります。

※ 移動介助や通院介助等において、ホームヘルパーに公共交通機関等の交通費や入場料等が必要な場合は、実費を負担していただきます。

10. キャンセル規定

- ☐ 利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

時 期	キャンセル料
当日の朝8時30分までに連絡をいただいた場合	無料
上記以外の場合	当該基本料金の20%

※ 連絡なしに利用者本人が外出された場合も、キャンセル料の対象となりますのでご注意願います。

11. 健康上の理由による中止

サービスの種類により、健康上の理由にてサービスを中止する場合があります

- ☐ 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止をすることがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。

- ☐ ご利用中に体調が悪くなった場合、ご家族に連絡の上、必要に応じて速やかに主治医に連絡を取る、または救急車を要請する等必要な措置を講じます。

12. 事故発生時の対応

- ☐ 事業者は、現にサービス提供を行っている時に事故が発生した場合は、速やかに必要な対応を行い、ご家族・檜葉町社会福祉協議会事務局・檜葉町役場保健福祉課に連絡を行います。また、事業者の責め帰すべき事情により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、加入保険の範囲内において、利用者等に対してその損害を賠償します。

13. 虐待防止のための措置に関する事項

- ☐ 事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、管理者を責任者とし、職員の研修に努めます。また、利用者が家族等から虐待を受けている可能性を疑った場合には、速やかに調査し、必要があると認めた場合には、各関係機関に相談し支援を求め、問題の解決に努めます。
また、成年後見制度の利用希望者には、制度利用を支援するため、各関係機関との連絡・調整を行います。

14. 相談、要望及び苦情等の窓口

サービスに関する相談、要望及び苦情等については下記まで

- ☐ 檜葉町社会福祉協議会 事務局 (25-4157)
 - ☐ 檜葉町役場 保健福祉課 社会福祉係 (23-6102)
- ※ 受付時間 月～金（年末年始・祝日を除く）8：30～17：15

15. 第三者評価の実施状況

- ☐ サービスに関する第三者評価については行っておりません。

事業者

〈事業者名〉 社会福祉法人檜葉町社会福祉協議会 指定居宅介護事業所

〈住 所〉 福島県双葉郡檜葉町大字山田岡字大堤入 3 1 - 1

〈代 表 者〉 会 長 松 本 幸 英 印

上記内容を説明しました。説明者氏名 _____ 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

代理人

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との関係 _____